

横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領

制 定 平成21年12月 1 日

最近改正 令和 8 年 8 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 被扶養者の要件（第 3 条—第 7 条の 3）
- 第 3 章 収入基準額（第 8 条—第 9 条）
- 第 4 章 届出の手続き（第 10 条—第 15 条）
- 第 5 章 扶養状況調査（第 16 条—第 18 条）
- 第 6 章 その他（第 19 条—第 21 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）第 6 条の 2 第 3 項及び第 20 条の規定に基づき、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）における被扶養者の認定に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（根拠）

第 2 条 組合は、次に掲げる法令等の規定に基づき、被扶養者の認定に係る事務を適正に行わなければならない。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）
- (2) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）
- (3) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）
- (4) 地方公務員等共済組合法運用方針（昭和 37 年自治甲公第 10 号）第 1 章第 2 条関係第 1 項第 2 号（以下単に「運用方針」という。）
- (5) 前号のほか、総務省及び厚生労働省による通知及び事務連絡等

第 2 章 被扶養者の要件

（被扶養者の範囲）

第 3 条 法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 項の規定に基づき、被扶養者とは、次に掲げる者（次項に定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下同

じ。)の収入により生計を維持するものであって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものをいう。

(1) 組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

(3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

2 前項に規定する「次項に定める者」とは、法第2条第1項第2号括弧書、施行規程第2条の3第1項及びに運用方針に規定する次に掲げる者をいう。

(1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者

(2) 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの

(3) 日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

(4) 日本の国籍を有しない者であって、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

（生計維持関係）

第4条 運用方針に基づき、次に掲げる者は、前条第1項に規定する「主として組合員の収入により生計を維持するもの」（以下「生計維持関係」という。）に該当しない。

(1) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

(3) 年額130万円以上の収入がある者（19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）である場合にあっては、年額150万円以上の所得がある者、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあっては、年額180万円以上の収入がある者）（以下「収入要件」という。）

2 前項第3号の収入は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な収入の現況により算定す

る。従って、過去において同号に定める金額以上の収入があった場合においても、現在収入がないときは、これに該当しない。

- 3 主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。

（個人事業者の取扱い）

第5条 事業を営む者は、主として組合員の収入により生計を維持するものに該当しない。ただし、扶養事実、収入の状況、扶養しなければならない事情を具体的に調査確認し、生計維持関係にあると認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の事業を営む者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 所得税法に規定する不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者（個人事業者）
- (2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に規定する特定受託事業者（いわゆるフリーランス）

- 3 第1項に規定する収入の状況は、3年間の実績、将来に向かっての事業の継続性、収入減少の一過性その他の実態によって確認する。

- 4 前項の3年間の実績は、所得税法に規定する確定申告書及びその添付書類（収支内訳書及び青色申告決算書を含む。）の写しによって確認する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、法人（一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものを除く。）の代表者その他常勤の役員は、被扶養者に認定しない。

（夫婦共同扶養の取扱い）

第6条 夫婦の子の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年4月30日保保発0430第2号・保国発0430第1号）に準じて取扱う。

（日本国内に住所を有する者の取扱い）

第7条 第3条第1項に規定する「日本国内に住所を有するもの」の認定事務については、「被扶養者の国内居住要件等について」（令和元年11月13日保保発1113第1号）及び「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」（平成30年8月29日保保発0829第1号）に準じて取扱う。

（海外に在住し日本国内に住所を有しない者の取扱い）

第7条の2 施行規程第2条の3第2項の規定に基づき、第3条第1項に規定する「外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する組合員に同行する者
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- (4) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、第2号に掲げ

る者と同等と認められるもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2 前項の認定事務については、「海外に在住し日本国内に住所を有しない被扶養者の認定事務について」（平成30年3月22日保保発0322第1号）及び「被扶養者の国内居住要件等について」に準じて取扱う。

（同一世帯）

第7条の3 運用方針に基づき、第3条第1項第2号及び第3号に規定する「組合員と同一世帯に属するもの」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない

第3章 収入基準額

（収入基準額）

第8条 第4条第1項第3号に規定する収入要件の年額、月額及び日額（以下「収入基準額」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 第4条第2項に規定する恒常的な収入には、退職手当等に係る収入、資産の譲渡による収入その他の一時的な収入は含まない。

3 第4条第1項第3号に規定する収入要件は、別表第2に掲げる恒常的な収入の種類ごとの収入の額から同表に掲げる控除する経費（別表第3に規定する控除できると認めた経費を含む。）の額を控除した額の合計額によって判定する。

4 給与収入に係る収入要件は、年額及び月額の収入基準額を用いて判定する。

5 次の給付に係る収入要件は、日額の収入基準額を用いて判定する。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく基本手当、傷病手当及び育児休業等給付

(2) 法、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令に基づく傷病手当金及び出産手当金

(3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業給付

(4) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び同施行規則（昭和42年自治省令第27号）に基づく休業補償及び休業援護金（条例に基づく休業補償の付加給付を含む。）その他これらに相当する休業補償

6 前各項に定めるもののほか、被扶養者の収入の確認に当たっては、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号）、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の取扱いについて」（令和7年10月1日保保発1001第3号・年管管発1001第3号）に準じて取扱う。

(父母等に収入がある場合の要件)

第9条 第3条第1項各号に該当する父母、祖父母その他夫婦の収入要件は、前条の規定のほか、夫婦の相互扶助の観点から、双方の収入を合算した額や組合員が扶養している事情及び実態によって判定する。

2 前項に係る収入基準額は、別表第4のとおりとする。

第4章 届出の手続き

(被扶養者に係る届出)

第10条 法第55条第1項並びに施行規程第94条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、組合員は、遅滞なく、被扶養者申告書又は扶養親族等(異動)届(以下「申告書等」という。)により、所属機関の長を経由して、組合に届け出なければならない。

(1) 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合

(2) 組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合

(3) 被扶養者がその要件を欠くに至った場合

(4) 被扶養者の氏名、住所、続柄、個人番号その他の届出事項に変更があった場合

2 組合員は、前項に規定する被扶養者に係る届出(以下単に「届出」という。)をするときは、当該届出事由を証明する書類(以下「必要書類」という。)を組合に提出しなければならない。

3 必要書類は、届出事由に応じて、別表第5及び別表第6に掲げるもののうちから組合が指定する。

4 届出及び必要書類の提出は、第1項各号に掲げる事実が生じた日以降に、次の場合の区分に応じて、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 庶務事務システムによる届出が行える場合 庶務事務システムに入力し、必要書類を総務事務センターに提出する方法

(2) 庶務事務システムによる届出が行えない場合 申告書等及び必要書類を所属機関に提出する方法

5 所属機関(総務事務センターを含む。)の長は、前項の規定により受理した申告書等(電磁的記録を含む。以下同じ。)及び必要書類に不備がないことを確認したうえで、遅滞なく、当該申告書等及び必要書類を組合に提出するものとする。

6 第4項第2号の方法により届出を受けた所属機関の長は、申告書等及び必要書類を受理した日付を申告書等に記録するものとする。

7 審査の結果、被扶養者の認定を受けようとする者(以下「認定対象者」という。)を被扶養者に認定できないときは、その旨及び理由を、所属機関の長を経由して、組合員に通知する。

8 組合員の虚偽の届出によって認定対象者を被扶養者に認定したと認められたときは、認定日に遡って認定を取消す。

(別居の被扶養者に係る届出)

第11条 同居している被扶養者が組合員と別居する場合には、組合員は、当該届出の際に、送金計画

に係る送金（計画・実績）確認書（別紙様式）（以下「確認書」という。）を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、送金計画に係る確認書（以下「送金計画確認書」という。）を提出した者は、認定日の3か月後に、この間の送金実績に係る確認書（以下「送金実績確認書」という。）を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。
- 3 前項の確認書には、組合が指定する送金の事実を証明する書類（以下「証明書類」という。）を添付しなければならない。
- 4 同居している被扶養者のうち、次の各号に掲げる者が組合員と別居する場合には、第1項に規定する送金計画確認書の提出を要しない。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）
 - (2) 第7条の2第1項第1号に規定する学生
 - (3) 介護保険施設、障害者支援施設その他の施設の入所者
- 5 前各項の規定は、新たに被扶養者の要件を備える者が生じ、その者が別居している場合に準用する。
- 6 第1項及び第2項に規定する送金は、次により行わなければならない。
 - (1) 送金は、毎月行うこと。
 - (2) 初回の送金は、別居した日から30日以内に行うこと。
 - (3) 各月の送金の額が、その月の当該被扶養者の収入の額以上であること。
 - (4) 前号の送金の額及び収入の額の各月の合計額が、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第28条第2項に基づく「職員の給与に関する報告」の参考資料中「費目別、世帯人員別標準生計費」に記載された額以上であること。
 - (5) 送金の事実が、第三者の記録によって証明できること。
- 7 届出又は送金計画確認書の内容が、社会通念上相当であると認められないとき又は現実的であると認められないときは、認定対象者を被扶養者に認定しない。
- 8 組合員の虚偽の届出によって認定対象者を被扶養者に認定したと認められたとき又は組合員が第2項に規定する送金実績確認書及び証明書類を提出しないときは、認定日に遡って被扶養者の認定を取消す。

（組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い）

第12条 組合員等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者については、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日保保発0329第1号）に準じて取扱う。

（認定日）

第13条 法第55条第2項の規定に基づき、被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に第10条第1項第2号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同

項（第3号及び第4号を除く。）の規定による届出がその組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

- 2 被扶養者の認定日は、前項に規定する組合員となった日、事実が生じた日及び届出を受けた日とする。
- 3 前項に規定する認定日を例示すると、別表第7のとおりである。
- 4 第1項の届出を受けた日は、次に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める日とする。
 - (1) 第10条第4項第1号の方法により届出を受けた場合 組合員が庶務事務システムの入力を完了した日
 - (2) 第10条第4項第2号の方法により届出を受けた場合 申告書等及び全ての必要書類を所属機関の長が受理した日
- 5 第1項に規定する30日以内の期間の計算に当たっては、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、同項に規定する組合員となった日又はその事実の生じた日の初日は、算入しない。

（認定の取消）

第14条 組合員がその資格を喪失したとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、当該被扶養者の認定を取消す。

- 2 前項の規定による認定取消日（資格喪失日）を例示すると、別表第8のとおりである。
- 3 前2項の規定は、第10条第7項、第11条第7項及び第18条第2項の規定による認定の取消に適用しない。
- 4 前条第1項に規定する被扶養者に係る短期給付は、認定取消日の前日まで行う。

（手続きの周知）

第15条 組合は、組合員に対し、被扶養者の認定手続きに関する情報を分かりやすい形で周知するものとする。

第5章 扶養状況調査

（扶養状況調査）

第16条 組合は、被扶養者として認定した者について、認定後、必要に応じて、施行規程第97条第1項に規定する被扶養者の要件の確認（「扶養状況調査」という。）を行い、その要件を引き続き満たしていることを確認するものとする。

- 2 前項の確認に当たり、組合員は、第10条第2項に規定する必要書類、第11条第3項に規定する証明書類その他組合が指定する書類を、所属機関を経由して、組合に提出しなければならない。
- 3 特別の事由があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、組合員は、所属機関を経ずに前項の書類を組合に提出することができるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、扶養状況調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（被扶養者の要件を欠いていることを確認したときの取扱い）

第17条 前条の扶養状況調査の結果、被扶養者の要件を欠いていることを確認したときは、その要件を欠くに至った日に遡って認定を取消す。この場合において、当該組合員は、速やかに、その要件を欠いた者について、第10条に規定する手続きにより、組合に届け出なければならない。

2 組合員が前項後段の規定を遵守せず、速やかに届出をしないときは、組合は、前項前段の規定により認定を取消することができるものとする。

(組合員が扶養状況調査を受けないとき等の取扱い)

第18条 組合員が扶養状況調査を受けない場合又は被扶養者の要件を備える事実を証明する書類を提出しない場合は、組合は、その者の被扶養者の認定を取消することができるものとする。

2 前項の場合において、当該被扶養者について組合員に交付した資格確認書は、施行規程第97条第1項に規定する検認を受けなかったものとして、同条第4項の規定により無効とする。

第6章 その他

(資格確認書の返納)

第19条 被扶養者の認定を取消したときは、施行規程第98条第1項の規定により、組合員（資格確認書の交付を受けているものに限る。）は、遅滞なく、資格確認書を組合に返納しなければならない。

(返還金)

第20条 認定取消日以降の受診に係る給付を組合から受けた者がある場合には、組合は、民法第703の規定に基づき、組合員から、その給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部（以下「返還金」という。）を徴収するものとする。

2 組合員は、前項の返還金を請求されたときは、法第115条第2項の規定による給与からの控除又は組合が指定する方法により、これを組合に支払わなければならない。

3 返還金に係る保険者間の調整については、「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」（平成26年12月5日保保発1205第1号、保国発1205第1号、保高発1205第1号）により取扱う。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和３年７月１日から施行する。
- 2 施行日において申請受理した事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年12月２日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年８月１日から施行する

別表第 1（第 8 条第 1 項関係）

収入基準額	障害年金受給者	60歳以上の者	60歳未満の者
年額	1,800,000円未満	1,800,000円未満	1,300,000円未満
	上記かつ被扶養者の年間収入が組合員の年間収入の 2 分の 1 未満であること		
月額	150,000円未満	150,000円未満	108,334円未満
日額	5,000円未満	5,000円未満	3,612円未満

別表第 2（第 8 条第 3 項関係）

恒常的な収入の種類	内容	控除する経費
給与収入	給料、賃金、賞与、役員報酬等	非課税交通費
年金収入	厚生年金、共済年金、老齢基礎年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金、恩給等 ※ 非課税とされる年金も含む。	なし
事業収入	農業、漁業、建設業、製造業、小売業、飲食店業、保険業、運輸通信業その他のサービス業等の個人事業から生ずる収入	別表第 3 のとおり
不動産収入	土地、家屋、駐車場等の賃貸収入	別表第 3 のとおり
雑収入	原稿料、印税、講師謝金、研究奨励金等	なし
休業中又は離職後の 給付金等の受給	傷病手当金、出産手当金、失業等給付、育児休業給付、休業補償等	なし
利子・配当収入	株式、投資信託等の配当等、譲渡益子 ※非課税口座の配当等も含む	なし
株式等の譲渡収入	株式の売買により得た収入、売却益 ※非課税口座の配当等も含む	取得価額
その他継続性のある 収入	組合員以外の者からの仕送り、養育費等	なし

別表第3（第8条第3項関係）

○＝控除できる経費 △＝事業所が住居と別住所であれば控除できる経費。同一住所の時は、事業用であることが証明できる額が控除できる。

収支内訳書（一般用）

科目（所得税法）				認否
売上原価（仕入金額）				○
給料賃金				
外注工賃				
減価償却費				
貸倒金				
地代家賃				△
利子割引料				
その他の経費	租税公課			
	荷造運賃			○
	水道光熱費			△
	旅費交通費			
	通信費			△
	広告宣伝費			
	接待交際費			
	損害保険料			
	修繕費			○
	消耗品費			
	福利厚生費			
雑費				
専従者控除				
青色（白色）特別控除				

収支内訳書（農業所得用）

科目（所得税法）			認否
雇	人	費	
小	作 料 ・ 賃 借 料		△
減	価 償 却 費		
貸	倒	金	
利	子 割 引 料		
その他の 経費	租 税 公 課		
	種 苗 費		○
	素 畜 費		○
	肥 料 費		○
	飼 料 費		○
	農 具 費		○
	農 業 衛 生 費		○
	諸 材 料 費		○
	修 繕 費		○
	動 力 光 熱 費		△
	作 業 用 衣 料 費		
	農 業 共 済 掛 金		
	荷 造 運 賃 手 数 料		○
	土 地 改 良 費		△
雑	費		
専	従 者 控 除		

収支内訳書（不動産所得用）

科目（所得税法）				認否
給	料	賃	金	
減	価	償	却	費
貸		倒		金
地代家賃				△
借入金利子				
その他の経費	租	税	公	課
	損	害	保	険
	修		繕	費
	雑			費
専従者控除				

※この一覧表に記載されていない科目で、所得税法上の経費として認められているものについては、個別に判定します。

青色申告決算書（一般用）

科目（所得税法）	認否
売上原価（仕入金額）	○
租税公課	
荷造運賃	○
水道光熱費	△
旅費交通費	
通信費	△
広告宣伝費	
接待交際費	
損害保険料	
修繕費	○
消耗品費	
減価償却費	
福利厚生費	
給料賃金	
外注工賃	
利子割引料	
地代家賃	△
貸倒金	
雑費	
専従者給与	
貸倒引当金	

青色申告決算書（農業所得用）

科目（所得税法）	認否
租税公課	
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農業衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	△
作業用衣料費	
農業共済掛金	
減価償却費	
荷造運賃手数料	○
雇人費	
利子割引料	
地代・賃借料	△
土地改良費	△
雑費	
専従者給与	
貸倒引当金	

青色申告決算書（不動産所得用）

科目（所得税法）	認否
租税公課	
損害保険料	
修繕費	○
減価償却費	
借入金利子	
地代家賃	△
給料賃金	
その他の経費	
専従者給与	

青色申告決算書（現金主義用）

科目（所得税法）	認否
仕入	○
給料賃金	
利子割引料	
地代家賃	△
減価償却費	
その他の経費	
専従者給与	

別表第4（第9条第2項関係）

区分	夫婦の収入合計額	夫婦のいずれか(a)の収入額	判定	(a)の配偶者の収入額	判定
夫婦のいずれもが60歳未満の者	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円未満	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
夫婦のいずれかが障害年金受給者又は60歳以上の者(a)であり、その配偶者が60歳未満の者	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円未満	○	130万円以上	×
		180万円以上	×	130万円未満	○
	310万円以上		×		×
夫婦のいずれもが60歳以上の者又は障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円未満	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

別表第5（第10条第3項関係）

1	扶養事実届出書
2	住民票の写し
3	個人番号が記載された住民票の写し
4	住民税課税（非課税）証明書
5	健康保険資格喪失証明書又は国民健康保険証（写し）
6	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
7	戸籍届出受理証明書（写し）
8	所得税確定申告書一式（写し）（青色申告決算書、収支内訳書等を含む。）
9	雇用契約書（写し）又は労働条件通知書（写し）
10	給与支払等証明書
11	給与明細書（写し）
12	年金証書（写し）、年金決定（裁定）通知書・支給額変更通知書（写し）又は年金額改定通知書（写し）
13	退職証明書（写し）
14	雇用保険に関する確認書
15	雇用保険に関する確認書の添付書類 (1) 雇用保険受給資格者証（両面の写し）又は雇用保険受給資格通知 (2) 離職票1、2（写し） (3) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し） (4) 受給期間延長通知書（写し） (5) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）
16	育児休業給付金支給決定通知書（写し）
17	除籍謄本（除籍全部事項証明書）
18	在学証明書
19	医師の診断書
20	身体障害者手帳（写し）、精神障害者保健福祉手帳（写し）又は療育手帳（愛の手帳）（写し）
21	個人事業の開業・廃業等届出書（写し）
22	その他、組合が必要と認めたもの

（注）

- (1) この表は、第10条第1項（第3号を除く。）の規定による届出について適用する。
- (2) 必要書類は、届出事由に応じて、この表に掲げるもののうちから組合が指定する。

別表第6（第10条第3項関係）

1	組合員被扶養者証
2	高齢者受給者証
3	組合員証等返還不能理由書
4	共済組合資格喪失証明書発行依頼書
5	健康保険被保険者証（写し）又は採用辞令書（写し）
6	雇用契約書（写し）又は労働条件通知書（写し）
7	給与支払等証明書
8	給与明細書（写し）
9	年金証書（写し）、年金決定（裁定）通知書・支給額変更通知書（写し）又は年金額改定通知書（写し）
10	所得税確定申告書一式（写し）（収支内訳書を含む。）
11	登記事項証明書（不動産登記）
12	雇用保険受給資格者証（写し）
13	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
14	戸籍届出受理証明書（写し）
15	住民票の写し
16	死亡診断書（写し）又は火葬許可証（写し）
17	復職辞令書等（写し）
18	個人事業の開業・廃業等届出書（写し）
19	その他、組合が必要と認めたもの

（注）

- （1） この表は、第10条第1項（第3号に限る。）の規定による届出について適用する。
- （2） 必要書類は、届出事由に応じて、この表に掲げるもののうちから組合が指定する。

別表第 7（第13条第 3 項関係）

	届出事由	認定日
1	出生	生まれた日
2	結婚	婚姻日、同居した日又は健康保険資格喪失日のうち最も遅い日
3	退職	退職日の翌日又は健康保険資格喪失日
4	収入減（給与収入）	雇用契約の変更日
5	収入減（事業収入）	所得税確定申告書の提出日
6	雇用保険受給終了	雇用保険受給終了日の翌日
7	扶養者の変更	健康保険資格喪失日、同居した日又は世帯合併日
8	同居	同居した日又は世帯合併日
9	別居（子の進学）	別居した日、賃貸借契約の契約開始日又は入学日のうち最も遅い日
10	養子縁組	養子縁組日、同居した日又は健康保険資格喪失日のうち最も遅い日
11	障害	障害者手帳等の交付日又は当該交付日が属する年の翌年の 1 月 1 日
12	廃業	廃業した日の翌日

（注）この表は、認定対象者について、その者の届出事由に応じた認定日を例示したものである。

別表第 8（第14条第 2 項関係）

	届出事由	認定取消日（資格喪失日）
1	就職	採用日又は健康保険資格取得日
2	収入増（給与収入）	雇用契約変更日又は収入基準額を超過した事実が認められた月の 1 日
3	収入増（年金収入）	年金額改定通知書・年金振込通知書の通知日の翌々日
4	収入増（不動産収入）	所有権移転の日又は収入基準額（年額）を超過した年の翌年 1 月 1 日
5	収入増（事業収入）	収入基準額（年額）を超過した年の翌年 1 月 1 日
6	扶養者の変更	任意の日
7	離婚	離婚日または別居した日のうち最も早い日
8	別居	別居した日又は世帯分離日
9	死亡	死亡した日の翌日
10	復職	復職した日
11	結婚	婚姻日又は別居した日のうち最も早い日
12	開業	開業した日

（注）

この表は、被扶養者について、その者の届出事由に応じた認定取消日（資格喪失日）を例示したものである。

送 金（計画・実績）確 認 書

所属		職員番号							組合員氏名	
----	--	------	--	--	--	--	--	--	-------	--

いずれかの□に
チェックしてください。

☐1

被扶養者申告時の送金

計画

確認書として提出します。

☐2

3か月経過後の送金

実績

確認書として提出します。

① 被扶養者として 認定申請する者	氏 名	年 齢	組合員との続柄	いつから別居していますか	
		歳		平成 令和	年 月 日
		歳		平成 令和	年 月 日
② ①の居住する住居について (いずれかにチェック記入)		☐ 持家(名義人の氏名と①との続柄)氏名 続柄			
		☐ 借家			
③ 送 金 額	月 額	円 × 12か月	※ 年 額 合 計	※ 毎月送金を基本としますが、賞与分として若干の増額送金(月額を超えない)をする場合は賞与月を含む3か月以上の送金実績を提出してください。	
	賞与分	円 × 2回			
	年額合計※	円	月額 > 賞与分		
④ 送金方法 (A,Bいずれかに○)	A 銀行振込・郵便振込	※提出時に金融機関発行の振込依頼書等の写し及び振込先の通帳写しを添付してください。			
	B 現金書留	※提出時に現金書留封筒の写しを添付してください。(控え写しは不可)			

横浜市職員共済組合理事長

令和 年 月 日

被扶養者として認定申請をする者について、上記記載のとおり
私が生計を維持している事実と相違ありません。

組合員自署 _____

注1 手渡しは事実確認ができないので認められません。
注2 送金方法がA、Bいずれであっても申告時に初回分送金証明を、3か月後に送金証明実績を提出してください。賞与分加算のとき、提出する実績に賞与分が含まれないときは、さらに3か月後に実績を提出してください。
注3 3か月後に送金実績の提出がないときは申告時に遡って被扶養者の資格を取消します。
注4 3か月後の送金実績確認書として提出の際は②欄の記入は省略していただいて結構です。
注5 今後、組合が送金事実の証明を求めたときはいつでも速やかに提出できるよう保管しておいてください。
提出がない場合や計画と異なる事実が判明したときは非該当の事実日に遡って認定を取消します。